

藤枝市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

藤枝市固定資産評価審査委員会条例（昭和29年藤枝市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。